



広労雇均発 0622 第1号

令和8年6月25日

各位

広島労働局雇用環境・均等室長



夏季における年次有給休暇の取得促進について（広報依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、広島県の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和7年度広島県職場環境実態調査の結果によると、65.8%であり前年比0.4%の上昇となりましたが、政府目標である70%には届いていない状況です。

こうした中で、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

また、急速に導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度（※2）については、新しい働き方・休み方を実践するために効果的な制度です。

このため厚生労働省では、夏季における年休の取得促進の機運醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。